

2020.04.01 制定

ディスポーザ排水処理システム維持管理業者登録規約

特定非営利活動法人

ディスポーザ生ごみ処理システム協会

(登録の条件)

第 1 条 維持管理業者の登録は、登録を受けた維持管理技術者が 1 名以上在籍していることを条件とする。

(申請手続き)

第 2 条 維持管理業者登録を申請しようとする者は、所定の登録申請書に必要事項を記載し必要書類を添付の上、FWPA に申請するものとする。

(登録手続き)

第 3 条 FWPA は、登録申請者に必要事項が記載されていること、および必要書類が添付されていることを確認した後、申請書受理日から 1 ヶ月以内に維持管理業者登録証を発行するものとする。

(登録情報の公開)

第 4 条 FWPA は、登録された業者の情報（登録番号、法人名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、維持管理技術者・技術者補の数、担当者）を FWPA ホームページ上に公開する。

(変更申請手続き)

第 5 条 登録業者は法人名、住所、代表者名、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、維持管理技術者、技術者補、担当者に変更が生じた場合は、変更が生じた日から 6 ヶ月以内に、変更内容を FWPA に書面で連絡し、変更申請手続きを行わなければならない。

(登録の取り消し)

第 6 条 FWPA は、次の各号の一に該当する場合は、維持管理業者登録を取り消すことができる。

- (1)前条の変更申請手続きが故意に行われなかった場合
- (2)登録申請書および添付書類に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (3)旧建設大臣登録、旧基準による適合評価、若しくは規格適合評価・製品認証を取得していないディスポーザ排水処理システムの維持管理業務を行なったことが明らかになっ

た場合

(4)下水道事業体等が定めたディスポーザ排水処理システムに係る要綱、指針等に違反した行為を行なったことが明らかになった場合

(5)維持管理に関する計画書に著しく違反した行為を行なったことが明らかな場合

(6)維持管理業者登録に必要な維持管理技術者が確保できなくなった場合

(7)維持管理業務を遂行することが出来なくなったことが判明した場合

(8)登録業者及びその関係者（親会社、子会社、他の会社の関連会社である場合の当該他の会社及び特別利害関係者）が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったことが明らかになった場合

（登録情報の変更等内容の公開）

第7条 FWPA は、変更申請のうち、本規約第4条による登録情報の公開内容に変更が生じた場合、或いは、本規約第6条により登録を取り消した場合、変更等内容をホームページ上に公開する。

（登録有効期限）

第8条 登録有効期限は、登録を行なった日から5年目の年度の1月末日までを期限とする。登録を更新する場合には、あらたに登録更新手続きを行わなければならない。

（登録手数料）

第9条 新規登録手数料は10,000円、登録更新手数料は5,000円とする。

（登録証の発行）

第10条 FWPA は、新規登録、若しくは、更新登録を行なった業者に対し、以下の項目を明記した維持管理業者登録証を発行するものとする。

①登録番号 ②登録業者名 ③住所 ④代表者名 ⑤登録日 ⑥有効期限 ⑦維持管理技術者氏名・登録番号 ⑧維持管理技術者補氏名・登録番号

（登録証の再発行）

第11条 本規約第5条で定める登録事項変更に伴って登録証を再発行する場合は、再発行手数料は2,500円とする。なお、紛失等その他の事由による再発行の手数料は5,000円とする。

以上